

令和6年度版
障害児福祉手当のしおり



菊陽町健康福祉部福祉課

1 障害児福祉手当とは

20歳未満の方で、重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給される手当です。

2 対象となる方

20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ① 障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる方
- ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方
- ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

<別表>

- ① ・両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（矯正視力）
 - ・視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり（矯正視力）、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

3 手当額（月額）〈令和6年4月1日現在〉

手当額は、月額15,690円です。

なお、手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。

4 所得制限について

この手当の申請者本人、その配偶者または生計をともにする扶養義務者の前年の所得額が、下記の限度額を超えるときは、手当が支給されません。
（所得額の計算方法）

年間収入金額－必要経費等（給与所得控除額等）－下記の諸控除＝所得額

（限度額）

扶養親族等の数	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
0人	3,604,000円以下	6,287,000円以下
1人	3,984,000円以下	6,536,000円以下
2人	4,364,000円以下	6,749,000円以下
3人	4,744,000円以下	6,962,000円以下

※1 申請者本人に、70歳以上の老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき10万円が限度額に加算されます。

※2 申請者本人に、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族又は19歳以上23歳未満の特定扶養親族があるときは、1人につき25万円が限度額に加算されます。

※3 配偶者又は扶養義務者に、70歳以上の老人扶養親族があるときは、1人につき（老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円が限度額に加算されます。

※4 災害により住宅等に損害を受けたときは、所得による支給制限の特例を受けられる場合がありますので、菊陽町福祉課にお問い合わせください。

（諸控除一覧表）

控除の種類	申請者本人	配偶者又は扶養義務者
雑損控除、医療費控除、配偶者特別控除、小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	8万円
障害者控除（本人）		27万円
障害者控除（扶養親族・控除対象配偶者）	27万円	27万円
特別障害者控除（本人）		40万円
特別障害者控除（扶養親族・控除対象配偶者）	40万円	40万円
寡婦（寡夫）控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円
勤労学生控除	27万円	27万円

5 申請窓口

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地
菊陽町健康福祉部福祉課
電話 096-232-4913

6 手続きの方法

次の書類を添えて、上記の申請窓口に出してください。
用紙は、上記の申請窓口で備え付けてあります。

- ① 認定請求書
- ② 障害の程度についての医師の診断書
- ③ 所得状況届
- ④ 戸籍謄本（発行後、1ヶ月以内のもの）
- ⑤ 口座申出書

7 認定・支給方法

提出された書類を県福祉事務所で審査し、認定の可否を決定します。
認定されると、申請された月の翌月分からの手当が支給されます。
手当は、2月、5月、8月、11月に、支払月の前月までの分が支払われます。（例：8月に、5月から7月までの3か月分を支給）

8 受給後の手続きについて

次のような場合は菊陽町福祉課に届け出書を提出してください。

（1）毎年8月以降引き続き手当を受ける資格を延長するとき

..... 現況届

毎年、案内文書をお送りしますので、期日までに、必要書類とともに提出してください。

お気をつけください！

現況届を2年間以上提出されないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。

(2) 有期認定期間の期限が切れるとき

..... 診断書

診断書等を提出して引き続き手当を受けられるかどうか、判定・審査を受けなければなりません。

提出期限の2か月前に更新手続きの案内文書を送付します。

お気をつけください！

提出期限までに提出されないと、手当の一部を受け取ることができなくなる場合があります。

(3) 氏名や支払口座が変わったとき

..... 氏名・住所等変更届

(4) 住所が変わったとき

..... 氏名・住所等変更届

新しい住所の市区町村に変更届を提出してください。

(5) 扶養義務者と同居又は別居するようになったときや、結婚又は離婚されたとき

..... 所得状況の変更届

(6) 手当を受ける資格がなくなったとき

..... 資格喪失届、死亡届

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりです。

このような場合は、届け出てください。

- ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されたとき
- ③ 障がいの程度が支給基準に該当しなくなったとき
- ④ 日本国内に住所を有しなくなったとき
- ⑤ 死亡されたとき

お気をつけください！

届出をしないまま手当を受給されますと、手当を受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間に受給された手当を返していただくことになります。



このしおりに書かれている障害児福祉手当制度や手当後の手続きなど、内容に不明な点がありましたら、熊本県菊池福祉事務所福祉課または菊陽町福祉課にお問い合わせください。

9 お問い合わせ先

熊本県菊池福祉事務所福祉課

〒861-1331 熊本県菊池市隈府1272-10

電話 0968-25-0689

菊陽町健康福祉部福祉課

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

電話 096-232-4913